

環境アセスメント検定
自然環境編
(正解・解説)

2016年 5月ver. 1.00

発行 環境アセスメント学会
<http://www.jsia.net>

環境アセスメント学会

【正解】自然環境編

問題	正解	解説・出典
問 1	×	
問 2	×	
問 3	○	
問 4	○	出典 平成19年度 環境アセスメント実務研修会テキスト 動植物 p17
問 5	(5)	解説：小型哺乳動物は、生活痕跡が残りにくいので、捕獲が必要である。 捕獲のトラップが一般的である。テリトリーマッピングは縄張りを持つ鳥類に用いられる。 出典 平成19年 環境アセスメント実務研修会テキスト 動植物 p19
問 6	×	解説：用材にならない雑多な木からなる林の意味で用いた。広葉樹などの二次林で、薪炭林、農用林などとして使われてきたものが多く、里地、里山の中心的存在。暖温帯ではシイ類、カシ類、冷温帯ではコナラ、ミズナラ、クヌギ、アカマツなどがおもな構成種である。 出典：EICネット
問 7	×	解説：本来はそれぞれ、始相、途中相、極相 出典：出典：EICネット
問 8	×	解説：マツ類などは含まれない、ハンノキは薪炭にしない 出典：EICネット

問題	正解	解説・出典
問 9	○	出典：EICネット
問10	○	出典：EICネット
問11	×	解説：分布域は、琉球列島から太平洋側は福島県南部まで、日本海側は新潟県佐渡島にまで分布する。 出典：EICネット
問12	○	出典：EICネット
問13	○	出典：環境アセスメント技術ガイド 生態系 P34
問14	(5)	(ウミコオロギは潮間帯上部の磯浜、ハゴロモハゼは河口などの狭い範囲に偏在する種で特殊性の事例) 出典：環境アセスメント技術ガイド 生態系 P35
問15	(3)	解説：葉数でなくて、葉の長さ 出典：平成19年 環境アセスメント実務研修会テキスト 動植物（海域） p22
問16	×	解説：アマモ場とガラモ場の生息場は逆
問17	○	出典：環境省ホームページ
問18	○	出典：EICネット
問19	○	出典：EICネット用語辞典
問20	○	出典：環境省ホームページ

【正解】自然環境編

問題	正解	解説・出典
問21	○	出典：環境アセスメント技術ガイド 生態系 p33
問22	(2)	解説：スダジイ林は陸域の典型種 出典：環境アセスメント技術ガイド 生態系 p34
問23	(4)	解説：汽水域のトビハゼは上位種ではなく、典型性の種 出典：環境アセスメント技術ガイド 生態系 p34
問24	×	解説：陸域生態系は、水域生態系に比べ生食連鎖の寄与は小さい 出典：環境アセスメント技術ガイド 生態系、p17
問25	○	出典：環境アセスメント技術ガイド 生態系、p19
問26	○	出典：環境アセスメント技術ガイド 生態系、p21
問27	(3)	(3以外は、構造と機能が逆) 出典：環境アセスメント技術ガイド 生態系、p32
問28	(3)	解説：地形図に関しては、国土交通省による1/5万の「土地利用図」がある。 詳細な地形を解析するためには、国土地理院発行のDME(数値標高データ)により10mメッシュの解析がより有効である。 平成19年度 環境アセスメント実務研修会 自然環境 動植物 p6~8

問題	正解	解説・出典
問29	×	解説：類型区分は対象地域の生態系の機能でなく、生態系の構造 出典：環境アセスメント技術ガイド 生態系 p32
問30	○	出典：環境アセスメント技術ガイド 生態系 P32
問31	○	出典：環境アセスメント技術ガイド 生態系、p17
問32	○	出典：環境アセスメント技術ガイド 生態系、p77
問33	○	出典：環境アセスメント技術ガイド 生態系、p76
問34	○	出典：環境アセスメント技術ガイド 生態系 p31
問35	×	解説：物質循環の基礎でなく、栄養段階の上位 出典：環境アセスメント技術ガイド 生態系 p34
問36	○	出典：環境アセスメント技術ガイド 生態系 p34
問37	○	出典：環境白書 平成27年
問38	○	解説：本来は同種個体の集まり 出典：EICネット

【正解】自然環境編

問題	正解	解説・出典
問39	×	解説：潜在自然植生とは、いっさいの人間活動を排除した場合に、理論上、現在の立地が支えうると判断できる最も発達した植生である。 出典：18年度環境アセスメント実務研修会テキスト（Ⅱ）
問40	×	解説：東北地方以南から九州にかけて分布する。管理せずに放置すると常緑広葉樹林に移行し、林床に見られるカタクリ、スマレ等の植物が消失することもある。また、タケ類やネザサ類の侵入・繁茂によって、更新や移行が阻害され森林構造の単純化を招く。 出典：EICネット
問41	○	
問42	×	解説：法律は施行されていないし、自然環境保全法の目的は異なる。 出典：EICネット
問43	×	解説：都市公園法→都市緑地保全法の一部を改正する法律 環境省：環境影響評価技術ガイド 景観p67 出典：国交省ホームページ、技術ガイド「景観」p17、p18

問題	正解	解説・出典
問44	(4)	出典：EICネット 解説：環境影響評価において、景観への影響を予測・評価することとされているが、この場合の「景観」への影響は、該当行為が周辺の良い視点場からの眺望景観に支障をきたすか否かの観点ばかりでなく、行為地周辺の景観（圍繞景観）構成要素を損ねるか否かの観点からも予測・評価することとされている。
問45	○	出典：環境アセスメント技術ガイド「自然とのふれあい」p218, p219
問46	○	
問47	○	出典：環境アセスメント技術ガイド「自然とのふれあい」p218, p219
問48	×	解説：文化財保護法は文化財全般、無形、有形、民俗、記念物、伝統的建造物の5分野 出典：環境省ホームページ

【正解】自然環境編

問題	正解	解説・出典
問49	(3)	<p>出典：環境影響評価情報支援ネットワーク https://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/02_sizen/3/souron_2.html</p> <p>－自然との触れ合い分野における環境保全措置の対象選定の留意点</p> <p>自然との触れ合い分野においては、「景観」では視覚を通じて人間に与えられる認識によって把握される価値、「触れ合い活動の場」ではその場の環境と活動を通じて人間に与えられる認識によって把握される価値への重大な影響を回避または低減もしくは代償するための措置を立案することとが目的となる。</p> <p>また、想定される影響についても、「景観」では従来からおこなわれてきた眺望景観の変化のみならず事業実施区域および周辺の身のまわりの景観である囲繞景観の変化も事業による影響としてとらえることとし、「触れ合い活動の場」では事業実施区域および周辺の活動特性の変化に加え、アクセス特性の変化も事業による影響としてとらえることとした。</p>

問題	正解	解説・出典
問50	(2)	<p>出典：環境影響評価情報支援ネットワーク 自然との触れ合い分野の環境影響評価技術（Ⅰ）スコーピングの進め方について（平成11年6月） https://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/02_sizen/1/chap4-2.html</p> <p>解説：「人と自然との触れ合いの活動の場」の調査においては、この項目の特性を重視しつつ、必要な情報を収集し、対象となる要素の把握に努めていく必要がある。</p>